

審判手帳の作り方

◎ 身分証明欄

※ 手帳の表面には氏名を記入して下さい

下記の者は公益財団法人日本陸上競技連盟公認審判員であることを証する。

審判員登録 第 ② 号

種別	取得年月日	承認印
B級	③	埼玉陸協印
A級	④	埼玉陸協印
S級	⑤	日本陸連印

所属 ⑥
氏名 ⑦
生年月日 ⑧
現住所 ⑨

上記の審判員に委嘱する。 公益財団法人 日本陸上競技連盟 印

- ① 写真を必ず貼付する (埼玉陸協割印を押す → 事務局)
 - ② 審判員登録 埼玉陸協で記入
 - ③ 取得年月日 ○年4月1日 承認印は埼玉陸協印を朱色で押印
 - ④ B級を取って10年を経過するとA級へ (競技役員実績)
 - ⑤ 満55歳になるとS級へ (実績・講習会等) 日本陸連で承認・押印
 - ⑥ 所属 埼玉陸上競技協会 (〇〇市陸上競技協会)
 - ⑦ 氏名 埼玉 太郎
 - ⑧ すべての記載は西暦で記入する
 - ⑨ 現住所 正確に記入する
- ※ 変更があった場合は=を引いて変更する

◎ 審判講習会

審判講習会・研修会	担当講師	年月日	証印
1	講習会・研修会		埼玉陸協印
2	講習会・研修会		埼玉陸協印
3	講習会・研修会		
4	講習会・研修会		
5	講習会・研修会		
6	講習会・研修会		
7	講習会・研修会		
8	講習会・研修会		
9	講習会・研修会		
10	講習会・研修会		

最低年1回 (5年で3回) は講習会を受講すること
証印は埼玉陸協印を朱色で押印

競技役員の手帳品

- (1) 審判手帳
 - (2) 胸章
 - (3) パッチ
 - (4) 帽子 (任意)
- ※ 服装は主催者が指示します。

◎ 審判の記録

審判員登録番号 第 号
氏名 ・ 所属 埼玉 太郎 埼玉陸上競技協会 (〇〇市陸上競技協会)

審判経歴記録 (手帳更新前10年間)				陸協承認印				
年度	種別	登録番号	伝達講習会 受講回数	競技会出席記録				
				合計	総務・他	トラック	フィールド	道路競技
2015	B	153	1	1	0	9	3	1
2016	B	265	1	1	0	10	4	1
2017	B	185	1	1	0	8	5	2
2018	B	301	1	1	0	9	4	1

- ☆ 登録は毎年必ず行って下さい
- ① 年度ごとの審判講習会・競技役員実績をまとめる
 - ② 種別 B級・A級・S級の分類
 - ③ 審判講習会・研修会の回数・合計数
 - ④ 競技役員の出場別の回数
- ※ 年度毎の集計をする
- ※ 審判講習会は必ず受講すること

◎ 競技役員実績

競技会名	担当部署	年月日	証印
1			埼玉陸協印
2			日本陸学
3			川越陸協印
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

- ① 競技役員をやる時には必ず役員係に提出する
 - ② 手帳を提出し、必要事項・証印を押印 (主催団体)
 - ③ 手帳を忘れた場合は鉛筆書きをして後日押印してもらう
競技会によっては鉛筆書きの指示がある (駅伝・ロードレース等)
 - ④ 競技会によってはシールを使用する場合があります
 - ⑤ 競技会の日程が前後しないように気をつける
 - ⑥ 昇級には最低で年6回~10回の競技役員実績が必要です
(B級からA級は埼玉陸協が承認・S級は日本陸連が審査し承認)
S級公認審判員候補者はA級公認審判員の昇格時から添付する
実績回数が不足している場合は昇級できない場合があります
- ※ 年号は必ず西暦で記入して下さい

【公認競技会では必ず提出して下さい】

※ 不明な点がありましたら審判委員会にお問合せ下さい

日本陸上競技連盟への登録について（お願い）

埼玉陸上競技協会

公認競技会（全国規模から県内レベルの競技会や記録会）の競技役員を行う場合、また競技者として公認記録を取得するためには、年度単位（有効期間は4月1日～翌年の3月31日まで）で日本陸上競技連盟への登録が必要となりますので、必ず登録をして下さい。（継続審判員は遅くとも5月上旬までに登録を済ませて下さい。）

日本陸上競技連盟への会員登録は過去の競技歴や自己の記録に関係なく、どなたでも登録できます。

（登録の種類）

日本陸上競技連盟の登録は、**競技者・審判・指導者の区別はなく団体登録か個人登録か**の区別です。

団体登録： 会員5名以上で組織が加入団体に所属して行う登録。団体登録会員は加入団体が所属する都道府県陸協の所属となります。団体登録会員のユニフォームやプログラムなどの所属表記は加入団体名となります。

※例 ①市町村陸協（川越陸協：埼玉） ②クラブ団体（氷川クラブ：埼玉）
③実業団（しまむら：埼玉）

個人登録： 個人単位でおこなう登録。個人登録会員は**居住している地域または勤務している都道府県陸協**の登録となります。個人で埼玉陸協に登録する。

登録料について： 登録料は日本陸上競技連盟の登録料と各都道府県陸協の活動費用と併せて徴収しておりますので各加盟団体が個別に設定しています。

埼玉陸協は4,000円になります。一部は日本陸上競技連盟へのWEB登録システム管理料（データバンク料）として納入されます。

日本陸上競技連盟登録には競技者登録・審判登録の区別はありませんが、都道府県陸協によっては個別に審判登録・競技者登録と分けている場合があります。

（埼玉陸協は区別がありません。競技者登録をしていれば自動的に審判登録をしていることとなります。）

事務処理上、競技者登録をしながら審判登録をする場合は必ずS級・A級・B級を入れてください。）

現在、埼玉陸協に団体登録している団体としては中体連・高体連・実業団チーム・各市町村陸協と各クラブなどがあり、それ以外は個人登録をしております。

競技者として公認競技会に出場する場合や公認競技会の審判員をやる場合は必ず日本陸上競技連盟（埼玉陸協）に登録をしてください。

ご不明な点がありましたら審判委員会までおたずね下さい。